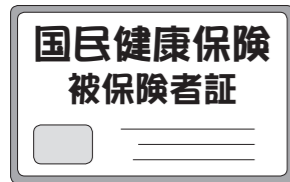


変わるポイントは3つ！

被保険者証などの様式が変わります



現在の保険証は、有効期限の9月30日まで使えます。新しい保険証は、9月下旬に世帯主宛に送付します。

資格の取得・喪失は都道府県単位になります



※転入・転出の届け出は各市町村で必要です

同一の都道府県内なら、転居後も国保の資格は変わりません。転居先の市町村から保険証が交付されます。

高額医療費の多数回該当を都道府県単位で通算します



多数回該当とは、過去1年間に4回以上医療費が自己負担限度額を超えた時、4回目以降の支払い額がさらに軽減される制度

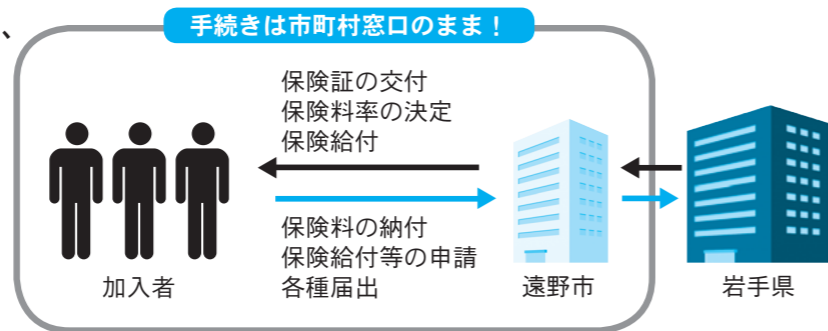
同一の都道府県内なら、転居しても国保の資格が変わりがないため、該当回数を引き継ぐことができます。

手続き・保険料の納付はこれまで通りです！

各種申請や届け出、保険料の納付は、市役所の窓口で手続きできます

市町村の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方はこれまで通り変わりません。

また、保険料の納付先や保険給付の申請、各種手続きの窓口は、これまで通り市役所で行えます。



国保の届け出は14日以内に！

国保へ加入するときと喪失するときは、14日以内に市役所の窓口へ届け出てください。届け出が遅くなった場合、大きな負担が発生することがあります。必ず期限内に手続きを行ってください。

加入の届け出が遅れると・・・

国保に加入する届け出が遅れると、保険証がないため医療費は全額自己負担(10割負担)となります。退職した職場から「健康保険資格喪失証明書」を発行してもらい、市役所への届け出を行ってください。

他の健康保険に加入したけれど、新しい保険証をまだ受け取れないとき

職場の健康保険に加入しても、新しい保険証を14日以内に受け取れない場合があります。そのときは、職場から「健康保険資格取得証明書」を発行してもらうことで、市役所への届出と病院での受診が可能になります。

新しい保険証を取得した後は
病院・薬局に提示してください

他の健康保険に加入した人は、加入した同月内に新しい保険証を医療機関・薬局に提示してください。他の健康保険に加入後に国保の保険証を使用すると、国保が負担した医療費を返す手続きが発生する場合があります。

国保保険証の返還、新保険証の提示による国保の資格喪失手続きは、忘れずに行いましょう。

国保

に加入しているみなさま
この4月から
制度の一部が
変わります！

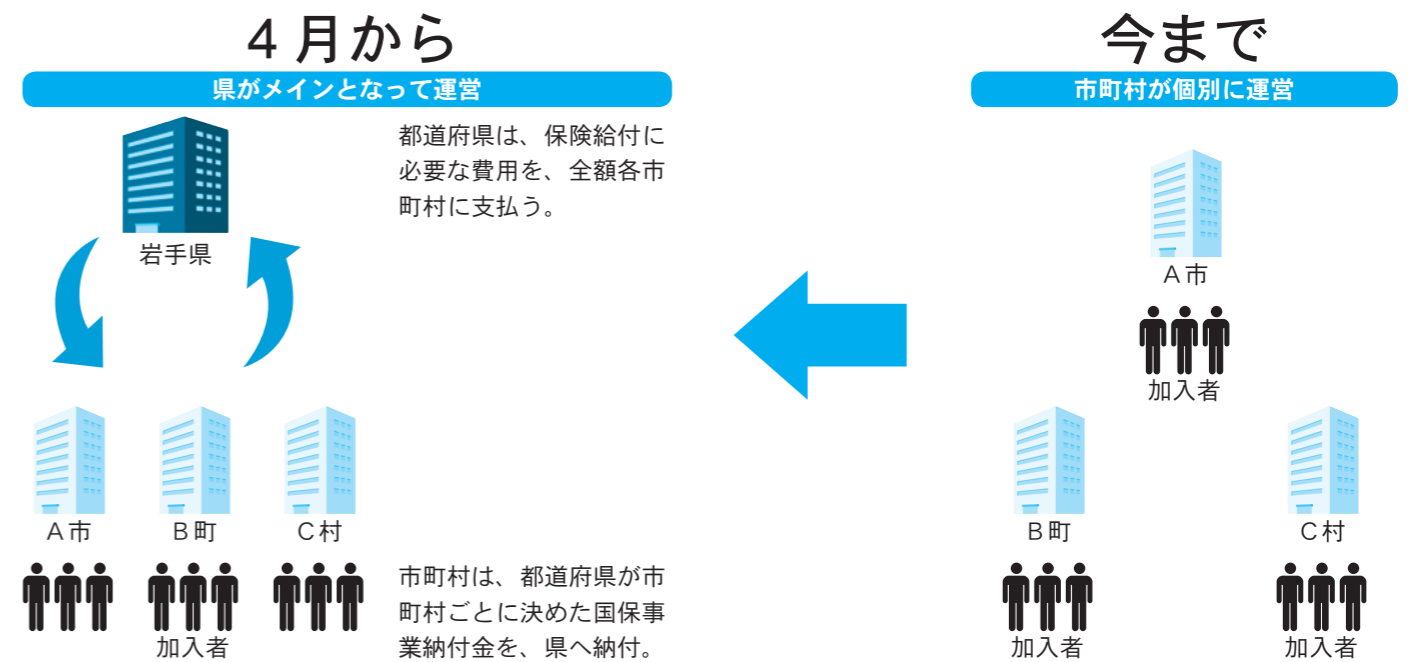
現在、市町村単位で行っている国民健康保険制度の財政運営に、平成30年4月1日から県が加わります。

4月からの国民健康保険制度の変更点をお知らせします。

◎問い合わせ 市市民課国保年金係(☎62-2111内線144)

運営の中心が変わります！

岩手県と市町村が協力して国保を運営していくことになりました！



高 齢者人口は年々増加し、従来の市町村ごとに運営してきた国民健康保険(以下、国保)では、「高齢者が多く医療費が高い」「加入者の所得水準が低い」といった構造的な課題を抱えていました。特に、小さな市町村では財政運営が困難な状況であることから、安定的な財政運営と市町村事務の効率化・標準化・広域化を図るため、平成30年4月から都道府県単位で運営していくことになりました。都道府県が運営のメインとなりますが、国保の各種申請や届け出は、これまで通り市役所の窓口で手続きができます。加入者に身近で細かい事業は市町村、国保の運営方針など大きな事業は県、とそれぞれの役割を決めて運営していきます。

4月から市は、県に対して保険料などを「納付金」として納め、県から保険給付に必要な費用が交付されることとなります。保険料などの納付金は、市町村ごとの医療費水準によって算定されるため、今までとは定め方が変わります。保険料の変更については、3月15日発行予定の『広報遠野 予算号』でお知らせします。